

居宅訪問型保育事業の実施について

子ども・子育て支援新制度では、区市町村による認可事業（地域型保育事業）として、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育事業を位置付けている。

区では、「東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）その他の条例等を整備し、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育を実施しているところであるが、今般、一定の要件のある利用児童の居宅に訪問し保育を行う居宅訪問型保育について、利用申込を受け付ける。

1. 概要

(1) 対象の保育要件

障がい及び疾病等の程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児

(2) 対象児童 区内在住で、原則1・2歳までの児童（乳児及び3歳～5歳は要相談）

(3) 保育場所 利用児童世帯の自宅

(4) 開所日 月曜～金曜又は土曜（祝日及び年末年始を除く）で1日8時間以内 ※ 詳しい条件は事業者と利用者で調整。

(5) 配置基準 保育士又は家庭的保育者及び同等の知識を有する者 保育者1人につき児童1人

2. 開始日 11月1日（火）から利用申込受付

3. 利用方法

(1) 区へ利用申込（対応できる医療的ケアは事業者と要相談）

(2) 利用調整

(3) 事業者の事前面談・慣らし保育

(4) 保育の決定・不決定

4. 事業者 NPO法人フローレンス（予定）

5. 保育料 認可保育園保育料と同額

6. 問合せ

利用について 保育サービス課入園相談係 TEL3579-2452
運営費について 保育サービス課民間保育振興係 TEL3579-2492
確認について 子育て支援施設課運営指導係 TEL3579-2216